

別添1

子育て支援センターの開所に伴う利用者の利用条件について

- 1 利用当日に風邪の症状、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の症状がないことを確認すること。（該当があれば利用できない。）
- 2 子育て支援センターにおいて必要に応じて健康観察を行い、上記1の症状が確認された場合は速やかに利用を中止すること。
- 3 利用者は、利用日から2週間以内に新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方と濃厚接触歴がないこと。
- 4 利用者（保護者）は、必ずマスクを着用すること。
- 5 利用者は、以下の項目について子育て支援センターに必ず報告すること。また、追跡調査を行うため、調査に同意できる場合のみ利用できる。
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
  - (3) 生年月日
  - (4) 電話番号（日中連絡のとれる番号）
  - (5) 利用日から2週間以内に新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方と濃厚接触歴がないこと
- 6 子育て支援センター職員の指示に従うこと。

**濃厚接触者とは ◎保健所が調査して判断するもの。**

患者（確定例）（「無症状病原体保有者」を含む）の※感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

**※感染可能期間とは**

- ・発熱および咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から退院又は宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間
- ・無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間